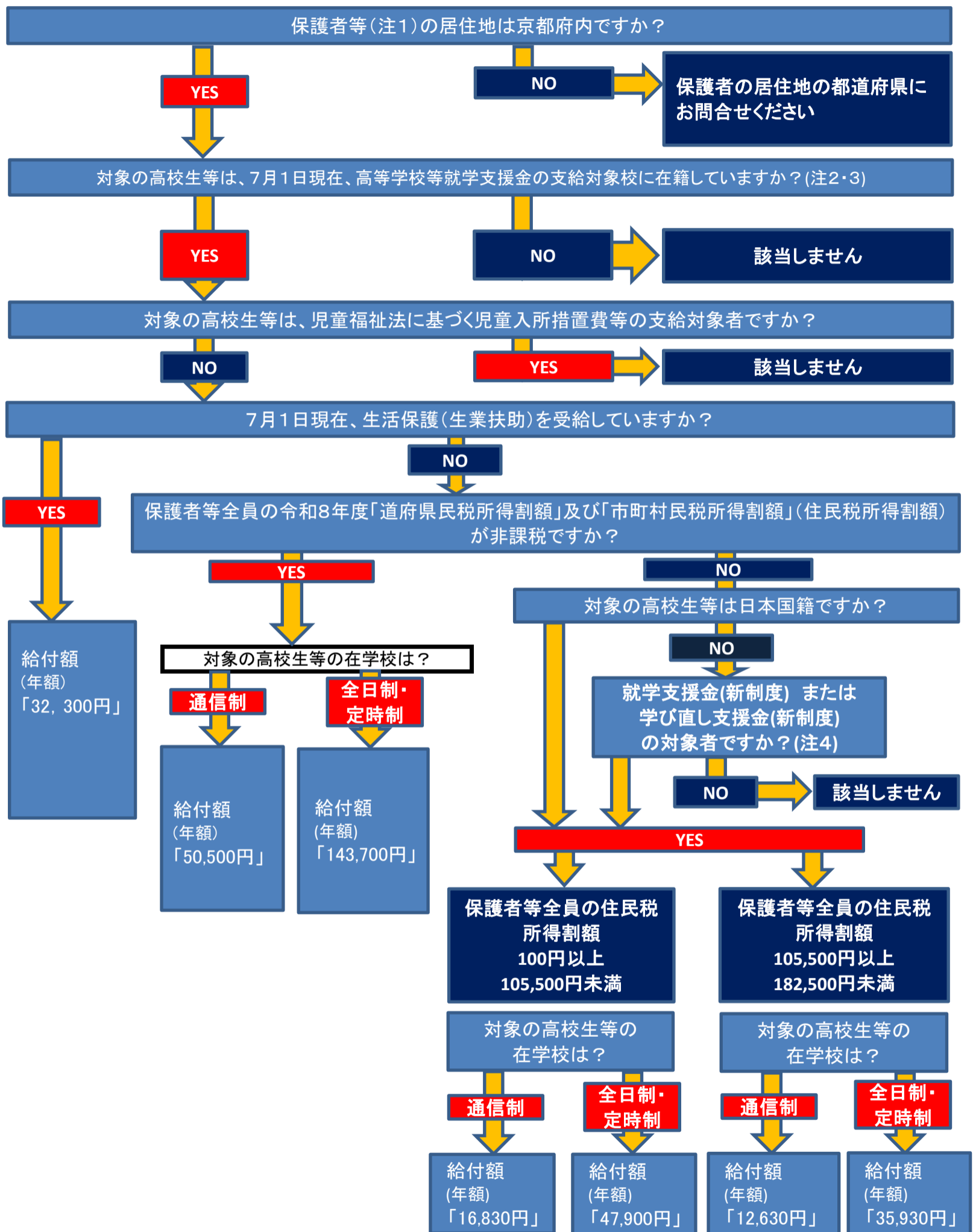


京都府奨学のための給付金 対象確認シート

(一部早期給付申請2回目含む)



(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。

(注3) 基準日7月1日に休学等している場合は給付の対象外です。

(注4) 就学支援金制度(新制度)及び学び直し支援金制度(新制度)とは、令和8年度の制度改正により見直されたものを指します。